

コスモエコパワー株式会社「(仮称)北海道石狩湾沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年11月25日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)北海道石狩湾沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、コスモエコパワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道石狩市及び小樽市
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出力 : 最大1,000,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 8月 28日
環境大臣意見受理	令和元年11月 15日
経済産業大臣意見	令和元年11月 25日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

コスモエコパワー株式会社「(仮称)北海道石狩湾沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

ア 本事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)のうち、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成28～30年度)による石狩市の「風力発電ゾーニング計画書」(以下「ゾーニング計画」という。)に示されている「環境保全エリア(生活環境、自然環境の保全上重要な地域や、各種関係法令等による保護地区や規制区域などの「環境保全を優先すべきエリア」)及び「調整エリア(先行利用者との調整(合意形成)や十分な環境保全措置を講じる必要性が高いなど「調整が必要なエリア」)」(以下「ゾーニングエリア」という。)については、引き続き北海道及び石狩市等と積極的に情報共有、意見交換等を実施した上で、ゾーニング計画を踏まえて検討すること。

イ 想定区域のうちゾーニングエリア外に位置する部分は、小樽市の地先の海域であり特に当該区域における事業計画の検討に際しては、北海道及び小樽市等の関係機関等との協議、調整を十分に行い、検討を進めること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続が終了若しくは手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調

査等から明らかになっている情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し、風力発電設備等の配置等の再検討、基数の削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(6) 最新の知見の反映

洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから本事業の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の近傍には、多数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備等が設置される場合には、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電

設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の近傍には、多数の住居等が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域が隣接している陸域では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、オオワシの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリの渡り経路となっている可能性があり、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 海生生物に対する影響

想定区域の一部である浅い湾内の砂場は魚類の産卵場であり、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年環境省)に選定されている。また、想定区域の一部には藻場が分布している可能性があることから、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沿岸域の藻場等の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、工事中における水の濁り等により、沿岸域の藻場等の海生生物の生息・生育環境への影響が懸念され

る場合は、環境保全措置を講ずること。

(5) 景観に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された暑寒別天売焼尻国定公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園が位置し、各国定公園内には、優れた海食崖景観や海岸線を展望する目的等で利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「毘沙別園地」、「雄冬線道路(車道)」及び「オタモイ園地」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、優れた海食崖景観や海岸線を展望する目的で設置された各国定公園内の利用施設及び主要な眺望点から、可能な限り離隔をとる等の措置を講じ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況、利用者の意見等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、各国定公園の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。